

2025 年度 愛知県消費生活モニター募集

愛知県では、2025 年度の消費生活モニターを募集します。

消費生活モニターには、消費生活に関する様々な観察や情報提供等を行っていただくほか、消費生活に関する御意見・御要望をお聞きし、県の消費者行政の推進に役立てます。

特別な知識は必要ありません。初めての方もふるって御応募ください！



◆ 愛知県消費生活モニターの主な活動 ◆

日常生活の中で、以下のような消費生活に関する観察を行い、情報提供等をしていただきます。

- 「危険と思われる商品」、「不当な表示」、「悪質商法」などの観察・県への情報提供(年2回程度)
- 御家族、御友人、地域の方など、身近な方への消費生活に関する情報の提供
※主に消費生活情報「あいち暮らしっく」の内容を身近な方へお伝えいただきます。
- 消費者行政に関する意見・要望の提出
- 消費生活に関するアンケートへの回答(年1回)
- 研修会への参加(任意、年1回開催予定)
- 災害等の緊急時などで、県が特に必要とした場合の生活必需品の需給・価格調査



公募人数	150名程度(予定)
応募期間	2025年1月9日(木)から2025年2月25日(火)まで(当日消印有効)
謝礼	年額1,500円以内(予定) ※消費生活モニターの活動状況に応じて年度末を目途に一括して支払います。
問合せ先	愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 県民相談・調整グループ 電話 052-954-6163(ダイヤルイン) メール kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp

【詳細は裏面を御覧ください】



◆ 応募条件 ◆


県内に居住する満 18 歳以上の方（年齢は 2025 年 4 月 1 日現在）

◆ 依頼期間 ◆

2025 年 4 月以降（県が依頼した日）から 2026 年 3 月 31 日まで

◆ 応募方法 ◆

以下①、②のいずれかの方法で御応募ください。

①郵 送	募集チラシ 右半分 の応募票に御記入の上、以下へ郵送する。 〒460-8501（住所記載不要） 愛知県県民文化局県民生活部県民生活課（県民相談・調整グループ）行
②愛知県 電子申請・届出 システム	右の二次元コード、もしくは県の消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」（以下 URL）内リンクから愛知県電子申請・届出システムにアクセスし、オンラインで申請。 https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/bout/monitor.html 

◆ 選考・結果通知 ◆

応募者の中から、地域・年齢構成・応募理由等を総合的に考慮して選考します。

選考の結果は、2025 年 3 月下旬頃までに、応募された全員の方に通知します。

◆ 研修会日程及び開催場所 ◆

2025 年 4 月中下旬～5 月に県内 3 か所（名古屋市内、豊橋市内、岡崎市内）で、モニターの活動内容や活動方法、モニター活動において参考となる法律の説明などを行う予定です。

※ 研修会は御都合の良い 1 か所を選択して御参加いただきます。どの開催場所も研修会の内容は同じです。

※ 研修会会場までの交通費は自己負担となります。

◆ 謝礼支払いの条件 ◆

謝礼は、県への情報提供 2 回以上、アンケート調査等への回答 1 回、かつ研修会へ参加していただいた場合に、年額 1,500 円を上限としてお支払いする予定です。

県への情報提供が 1 回以下、アンケート調査等へ未回答、研修会に参加されない場合には、謝礼がそれぞれ減額されますので、御了承ください。

個人情報の取扱いに関して

いただいた応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により適切に管理します。

また、県の消費者行政に関する案内パンフレットや資料の送付のため、モニター依頼期間を限度として、個人情報を使用する場合があります（モニター依頼者のみ）

なお、上記以外で個人情報を使用する場合は、別途、本人に確認させていただきます。